

1. 任意継続掛金の計算方法

【40歳未満の方】

短期掛金のみ（介護掛金は必要ありません。）

【40歳以上65歳未満の方】

短期掛金+介護掛金

【65歳以上の方】

短期掛金のみ（介護掛金については、原則、年金から控除されます。）

○ 掛金算出の基礎となる任意継続掛金標準月額について

次の①または②のうち、いずれか低い方の額になります。

①退職時の標準報酬月額…退職月の短期掛金の算出の基礎となった標準報酬月額

②平均標準報酬月額…令和6年度 380,000円（任意継続掛金標準月額の上限額）

上限額（380,000円）の1か月分の掛金額は、短期 35,416円・介護 6,049円（計 41,465円）であり、1か月あたりの任意継続掛金がこれ以上高くなることはありません。

○ 掛金計算方法について

（例）退職時の標準報酬月額が500,000円の方

・ ①退職時の標準報酬月額 500,000円 > ②平均標準報酬月額 380,000円

⇒以上から、②平均標準報酬月額 380,000円が任意継続掛金標準月額となり、1か月分の掛金額は、短期 35,416円・介護 6,049円（計 41,465円）になります。

退職時の標準報酬月額が360,000円の方

・ ①退職時の標準報酬月額 360,000円 < ②平均標準報酬月額 380,000円

⇒以上から、①退職時の標準報酬月額 360,000円が任意継続掛金標準月額となり、1か月分の掛金額は、短期33,552円・介護5,731円（計 39,283円）になります。

《裏面に令和6年度任意継続組合員月額掛金早見表を掲載しておりますのでご参照ください。》

2. 任意継続掛金の払込方法

前納払い（年一括払い・半年払い）または、毎月払いのいずれかを選択することができます。

なお、いずれも掛金は1年度ごとの払込みとなります。

◆ 前納払いのみ、割引適用が受けられます！（前納割引率 年複利4%）

（例）事前申出及び標準報酬月額が380,000円の場合（割引適用後）

年一括払い：短期 416,085円 介護 71,067円 計 487,152円

半年払い：短期 420,164円 介護 71,764円 計 491,928円

割引前の掛金額（497,580円）より、年間で年一括払いが10,428円、半年払いが5,652円割引かれます。

（※1）掛金額が最も安くなるのは、事前申出の年一括払いです。退職後申出は事前申出よりも前納できる月が減るため、割引が少なくなります。

（※2）任意継続掛金納付後に、再就職等の理由で加入を取消す場合は、所定の手続きをしていただければ、掛金は返還いたします（任意継続申出後に送付する掛金の決定通知書に案内文を同封いたしますので、そちらをご覧ください）。